

横浜市北部汚泥資源化センター汚泥処理・有効利用事業  
質問及び回答（入札説明書）

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
1	入札説明書	1	35		1	(1)					サービス購入料A2の支払方法	「質問及び回答(入札説明書)No. 17」にて、「支払いは1本にすることを想定」とありますが、回答No.40, 61を踏まえると、サービス購入料A2の基準金利は、各施設（①汚泥燃料化施設、②新第1号焼却炉、③改良土プラント）の引渡予定日の2営業日前にそれぞれ違う利率で決定することになり、「①に係るサービス購入料A2」、「②に係るサービス購入料A2」、「③に係るサービス購入料A2」として、サービス購入料A2を3本に分けて考えないと（①、②、③のそれぞれの割賦元金総額に対して、それぞれの適用利率を設定しないと）、元利均等支払金額を算定することができません。 貴市からSPCへの支払について「1本にする」とは、上記の通り、施設ごとに3つに分けて算出した元利均等支払額を合計し、1本の金額として支払うことを想定しているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	入札説明書	1	35		1	(1)					サービス購入料A2の構成	第1次質問No. 35と重複致しますが、サービス購入料A2の構成要素のうち、各施設毎に配分されない、「必要な行政手続に関する費用」、「事業者の開業に伴う諸費用」、「融資組成手数料」、「建中金利」、「その他本事業を実施する上で必要な工事及び業務に係る費用」については、(i)平成31年3月までに発生するものは汚泥燃料化施設又は改良土施設（新設）の費用とし、(ii)平成31年4月から平成32年3月までに発生するものは改良土プラントの費用とし、(iii)平成32年4月以降に発生するものは新1号炉焼却炉の費用としてサービス購入料A2の金額を算出することで宜しいでしょうか。サービス購入料A2の支払方法を明確化したい趣旨にございます。	基本的には、各施設に関連する費用を、各施設の費用として計上してください。ただし、各施設に分けられない費用がある場合には、適宜、按分してください。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
3	入札説明書	1	37		1	(2)	ア	(7)			サービス購入料A1の確定時期	サービス購入料A1（交付金相当部分）について、「※具体的な金額は、事業者選定後に国に申請した後、事業契約前に確定する」との記載がございます。念の為に確認ですが、下線部は、「事業契約締結前に」との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりであり、修正します。
4	入札説明書	1	37		1	(2)	イ	(7)			サービス購入料A2の支払方法	サービス購入料A2については、元利均等方式での支払となることですが、具体的には以下の支払方法をご想定されているものと考えて宜しいでしょうか。プロジェクトファイナンス組成の検討に当たり、返済原資となるサービス購入費A2の支払いスケジュールは重要なポイントとなりますので、確認させていただきたい次第です。  ① 汚泥燃料化施設（引渡予定日：平成31年3月） a) 平成31年4月～平成41年3月（基準金利見直し前）：割賦元本の1/2について元利均等方式で支払、割賦元本の残り1/2について割賦金利のみを支払 b) 平成41年4月～平成51年3月（基準金利見直し後）：割賦元本の1/2について元利均等方式で支払 ② 新1号炉焼却炉（引渡予定日：平成34年3月） a) 平成34年4月～平成41年3月（基準金利見直し前）：割賦元本の28/68について元利均等方式で支払、割賦元本の残り40/68について割賦金利のみを支払 b) 平成41年4月～平成51年3月（基準金利見直し後）：割賦元本の40/68について元利均等方式で支払 ③ 改良土施設（基準金利決定日＝解体完了予定日：平成32年3月） a) 平成32年4月～平成41年3月（基準金利見直し前）：割賦元本の36/76について元利均等方式で支払、割賦元本の残り40/76について割賦金利のみを支払 b) 平成41年4月～平成51年3月（基準金利見直し後）：割賦元本の40/76について元利均等方式で支払 ※基準金利は、上記②a)はTSR7年物、上記③a)はTSR9年物、その他はTSR10年物。  なお、引渡が引渡予定日より遅延した場合の支払方法及び適用される基準金利についてもご教示頂きますようお願い致します。	各施設において、割賦元本を分割することは想定していませんが、サービス購入料A2は、ご提案いただいた金額を基本として事業契約書に記載される金額およびスケジュールにて支払うことを想定しています。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
5	入札説明書	1	41		2	(1)					サービス購入料A1及びA2の改訂	<p>サービス購入料A2を返済原資とする金融機関からの借入は、基準金利決定までの金利変動リスクを事業者から排除すべく割賦金利の基準金利をベースレートとする固定金利となりますので、当該借入額が増減する場合には、追加コスト（ブレイクファンディングコスト等）が発生する可能性がございますので、物価変動による改訂につきましては、サービス購入料A2ではなく、サービス購入料A1でご調整頂きますようお願い致します。</p> <p>なお、本規定に基づく改訂は、汚泥燃料化施設、新1号焼却炉及び改良土施設毎に行われるものと考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>入札説明書の記載どおりとします。</p> <p>本規定に基づく改訂は、汚泥燃料化施設、新1号炉焼却炉及び改良土施設の全てが対象となります。ご提案（協議）により、施設毎に改定するという事で差支えありません。</p>
6	入札説明書	1	45		3						サービス購入料の改訂（誤植）	<p>「応答日」は「応当日」の、「指数がなる」は「指数がなくなる」の誤植と考えております。</p>	<p>ご指摘のとおり誤記であり、修正します。</p>